



〈平成26年12月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1141

(市役所代表) ※相談は予約制

高齢者の消費者トラブル **か** **お** **り** **ほ** **し** **い** にご用心!

近年、高齢者からの相談は増加傾向が続いています。

か

〈買え買え詐欺〉 劇場型勧誘

鎌ヶ谷市で
急増中!



覚えのない会社から電話があり「市内に老人ホームを建築するが、会員権を購入できるのは市内在住の人だけである」と言われた。興味がないと断ると「他県でほしい人がいるので、あなたの枠を譲ってほしい」と言われた。再度断ると「断るには書類に印鑑が必要なので自宅を訪問する」と言われ不安である。

お

健康食品の 送りつけ商法



「以前申し込んだ健康食品を今から送る」と事業者から電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったが、代金引換配達で商品が送られてきた。

り

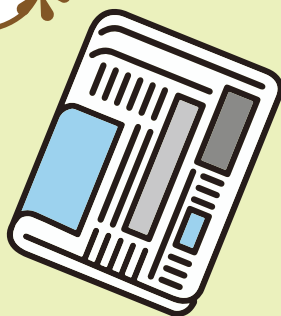
住宅 リフォーム



「近所で工事をしているが、無料で屋根を点検する」と言われ承諾した。「このままでは雨漏りする」と言われ屋根工事の契約をしたが、一向に工事が進まない。

し

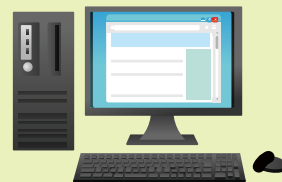
新聞契約



両親が老人施設に入居することになり、新聞を解約するため販売店に連絡したところ、「購読期間が7年残っているので、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。

い

インターネット関連



事業者から「プロバイダの料金が安くなる」と電話で勧誘され、承諾し、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。後料金を確認すると、新しい契約先の方が高額になることがわかった。解約を伝えたが「説明している」と言われ、高額な違約金を請求された。

ほ

訪問購入



「不要な衣服を買い取る」と電話があり来訪を承諾した。当初の話になかった貴金属の買い取りを持ちかけられ、売るつもりがないのに安値で売ってしまった。



裏面は、対処法と 冬休み子ども講座のお知らせ⇒

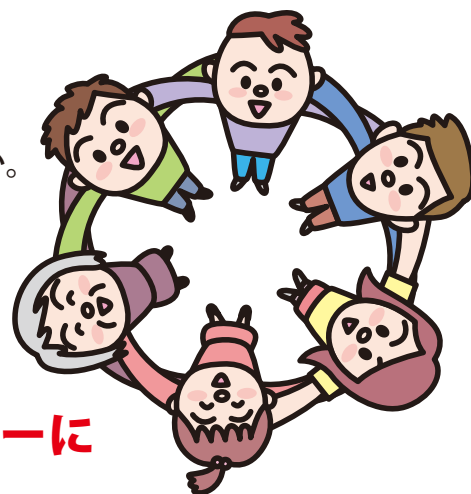
トラブルにあわないためには

- 必要なければ「いません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。
- 「無料」「今だけ」「儲かる」「名義を貸して」などのうまい話には要注意！
- 新聞等契約期間の定めがある場合、消費者の都合で一方向的に解約できないのが原則です。契約する前に慎重に考え、契約する場合は、先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。
- 契約書にサインをしたりお金を払う前に、必ず家族や周囲の人に相談しましょう。
- 不審な電話勧誘の対策として、相手の電話番号が表示される電話機を導入したり、電話機を留守番電話の設定にして、知らない番号からの電話には出ないことも有効です。



高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、 家族や周囲による「見守り」と「気づき」が重要です。

- 不審な契約書、請求書の書面や宅配業者の不在通知がないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や健康食品、景品類などがないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。



おかしい!? と思ったらすぐに消費生活センターに
相談を!! ☎047-445-1141 (市役所代表)

親が子どもに
行かせたくなる。
小学生のための

おとな かしこい大人のなり方

冬休みこども
消費生活講座

12月26日(金)

時間・会場

① 13:30 ~ 14:30
南児童センター

② 15:20 ~ 16:20
北中沢児童センター

対 象：小学生
定 員：各会場 40 人(先着順)
参加費：無料
講 師：SMBC コンシューマー
ファイナンス(株)
主 催：鎌ヶ谷市消費生活センター
南児童センター
北中沢児童センター

申込方法：12月2日(火)より
商工振興課 TEL 445-1141(内 289)
または、各会場へ
南児童センター TEL 047-438-5040
北中沢児童センター TEL 047-442-2011
電話・窓口にて受付

